

育児目的休暇は、 男性も取得できます！！！！

育児目的休暇は性別を問わず取得できます！！！！

- ◆要件を満たした社員が申し出た場合、会社は拒否しません。
- ◆申し出は、休みたい日の5日前までに、必要事項を書いた書面などを会社に提出して行います。(手続き方法などは総務までお問い合わせください)

育児目的休暇は、育児休業とは別に取得可能です。

- 5日間を連休として取得することも何日かずつに分けて取得することもどちらも可能です。

育児目的休暇の取得には、こんなメリットがあります。

<家庭面>

- 集中的に子どもと過ごす時間を持つことで、絆が深まります。日中の子どもの様子を見られることで、普段は気付かない発見があるかもしれません。
- 育児・家事への理解が深まり日常的に育児・家事をできるようになります。

<仕事面>

- 何日かずつに分けても取得可能なので、仕事が立て込んでいる時でも調整がしやすいです。 など…

<参考情報> 育児目的休暇の他にも、男性にも使える 育児・介護休業法に定められた両立支援制度が複数あります。

- 短時間勤務制度
- 子の看護休暇制度
- 時間外労働の制限
- 深夜業の制限
- 転勤についての配慮
- 所定外労働の制限

※詳しくは、総務までお問合せください